

下笠保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人淨誓寺福祉会
所 在 地	養老町下笠1171-1
電 話 番 号	
代表者氏名	理事長 児玉 法彰

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	下笠保育園
施 設 の 所 在 地	養老町下笠1171-1
連 絡 先	【電話番号】0584-35-2128 【FAX】0584-35-2128
管 理 者	園長 児玉法彰
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員 (予定)	満3歳以上の児童 49人 満1歳以上満3歳未満の児童 26人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	昭和28年4月1日 (社会福祉法人認可:昭和51年7月8日)
事 業 所 番 号	社会福祉法人淨誓寺福祉会設立認可(厚生省収児第777号)

3 サービスの目的・運営方針

下笠保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等（養老町地域子育て支援センター（センター型）を含む）を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2 3 9 0 m ²
	園 庭	1 8 3 8 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 鉄骨造平板瓦葺平屋建 (1 棟) 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 (1 棟)
		延べ面積
		6 7 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	桃組 (0 歳児、1 歳児) を別棟園舎で合同保育。
保育室	4 室	赤組 (満 2 歳児クラス), 黄組 (満 3 歳児クラス), 青組 (満 4 歳児クラス), 空組 (満 5 歳児クラス) は別棟園舎で保育。
遊戯室 (ホール)	1 室	園舎本館 2 階
調理室	1 室	園舎本館 1 階
子育て支援センター	1 室	園舎本館に併設されています。

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1		1	各室支援保育士を兼務
保育士	1 3	4	9	
保育士 (子育て支援センター)	2	1	1	
栄養士	1	1		調理員を兼務
調理員	3	1	2	

当園では、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 35 条の規程、「養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 19 日条例第 20 号）」（以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (8 : 00 ~ 18 : 30)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7 : 00 ~ 18 : 30)
保育士	正規の勤務時間帯 (7 : 00 ~ 18 : 30)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8 : 00 ~ 17 : 00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8 : 00 ~ 17 : 00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月4日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 養老町地域子育て支援センターを併設。

養老町地域子育て支援センターを併設し、同センターを利用する未就園児さんとの異年齢交流を図り、遊びの中で思いやりの気持ちを育みます。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、送迎範囲に限りがあります。特別の理由がある場合を除き、原則、保育標準時間認定の方に限ります。また、別途利用者負担が有ります。）。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時30分頃	2時頃	
1歳児	10時頃	11時30分頃	2時頃	
2歳児	10時頃	11時30分頃	2時頃	
3歳児		11時30分頃	2時頃	
4歳児		11時30分頃	2時頃	
5歳児		11時30分頃	2時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

未就園児を対象とした一時預かり（養老町が設定している利用料を準用）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前項（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	さくまクリニック
医 院 長 名	佐久間 美佳
所 在 地	養老町押越 5 3 3
電 話 番 号	0 5 8 4 - 3 3 - 0 1 1 7

(2) 歯科

医療機関の名称	篠田歯科医院
医 院 長 名	篠田 智
所 在 地	養老町船附 6 3 5
電 話 番 号	0 5 8 4 - 3 5 - 2 2 0 1

(3) 眼科

医療機関の名称	辻中眼科
医 院 長 名	辻中正壯
所 在 地	海津市平田町今尾 2 9 3 3
電 話 番 号	0 5 8 4 - 6 6 - 2 6 0 0

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 別途提出の「緊急連絡先」による。 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 別途提出の「緊急連絡先」による。 氏名： 続柄：

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 佐藤圭子、吉田文 ・ご利用時間 8:30~18:30 ・電話番号 0584-35-2128 FAX 0584-35-2128 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	電話番号
	民生児童委員
	電話番号
	元民生児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

(園児が対象)

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全会
保険の内容	災害共済給付
保険金額	同センター発行「保険のしおり」のとおり。

※詳しくは、別途閲覧できる上記センター発行「保険のしおり」を御確認ください。

(一時預かりの未就園児が対象)

保険の種類	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	ほいくのほけん・こどもえんのほけん 大型セット（特定感染症補償コース）
保険金額	同社発行の「ほいくのほけん・こどもえんのほけん 加入通知書」のとおり。

※詳しくは、別途閲覧できる「2024年ほいくのほけん・こどもえんのほけんのご案内（公益社団法人全国私立保育連盟発行）」を御確認ください。

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：下笠保育園

説明者職名：園長

氏名 児玉 法彰

私は、本書面に基づいて下笠保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園バス利用料	園送迎バスを使用されるため。	月額 1,000 円
副食費	保育料無償化に伴い、副食の費用は利用者負担となったため。	月額 3,850 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、受領印を押印いたします。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・幼稚園・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の幼稚園・小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

下笠保育園 園長 児玉法彰 宛

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄：